

## 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施を求める意見書

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」が2011年7月7日に厚生労働省、援護局外事室に於いて、今後、沖縄県内で出土する遺骨で歯が存在する遺骨についてのDNA鑑定の要請をした際、外事室室長は「戦没者の遺骨の身元を特定して遺族の元へ帰す為、沖縄戦戦没者の遺骨は全部DNA鑑定を行うとの回答がありました。

しかし、実際に遺骨を遺族の元へ帰すためには、遺骨と遺族のDNAの照合が必要であり、沖縄戦全遺族（希望者）のDNA鑑定の作業を行う必要があります。

第二次大戦においてシベリアに抑留され、死亡した人の遺骨に対しては全遺族にDNA鑑定への参加を呼びかけ実施されました。その結果、800体余の遺骨が遺族の元へ帰ることが出来ました。

沖縄においてこのような例は、2011年2月22日「ガマフヤー」の要請により判明した千葉県の方精さん一人のみです。

戦死者の遺骨を遺族の元へ帰すためにはDNA鑑定しかありませんが、遺族の高齢化を考えると残された時間は多くありません。

つきましては、戦没者の遺骨を遺族の元へ帰す為、そして国家が国民を戦死させた責任を果たす意味でも、沖縄戦遺族のDNA鑑定を早急に実施していただきますよう強く要請します。

### 記

沖縄戦遺族のDNA鑑定を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

参議院議長 衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣